

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 9

処 分 名	水洗便所改造資金の貸付の決定	
処 分 の 概 要	既存の便所を水洗式に改造する者に対し、改造に要した資金の貸付の決定を行うもの。	
根 拠 法 令 名	松山市水洗便所改造資金貸付条例(昭和37年条例第29号)	
条 項	第7条	
所 管 課	給排水設備課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1週間程度
標 準 処 理 期 間		計 1週間程度
判 断 基 準	条例第3条、施行規則第2条に規定する要件を満たしていること。	
手続の流れ	申請 市 民 → 所 管 課 ← 申請書を受理後、約1週間で貸付決定書を送付 決定	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

